

**函館市勤労者総合福祉センター(サン・リフレ函館)
指定管理者募集要項**

**令和8年5月
函館市経済部雇用労政課**

目 次

1	募集の概要	1
	(1)施設の概要	1
	(2)指定期間	2
	(3)募集等スケジュール(予定)	2
2	応募資格	2
3	指定管理者候補者の募集	3
	(1)募集手続	3
	(2)応募時の提出書類	4
	(3)留意事項	5
	(4)募集に関する質問	5
4	指定管理者候補者の選定	5
	(1)選定方法	5
	(2)評価基準	5
	(3)選定結果の公表	5
	(4)協定の締結	5
5	管理に関する基準	5
	(1)開館時間	5
	(2)休館日	5
	(3)駐車場の供用期間および供用時間	6
	(4)利用料金	6
6	指定管理者の業務実施および履行責任等に関する事項	
	(モニタリングの実施)	10
	(1)事業報告書の作成および提出	10
	(2)業務報告の聴取等	10
	(3)利用者ニーズの把握	10
	(4)管理業務の評価および公表	10
7	業務の範囲および具体的内容	11
	(1)維持管理に関すること	11
	(2)使用の許可等に関すること	11
	(3)設置目的に資する事業の実施に関すること	11
	(4)その他市長が定める業務	11

8	管理に関する経費等	12
	(1)管理に関する経費	12
	(2)経費の支払い	12
	(3)会計処理	12
	(4)賃金水準の変動への対応について	12
	(5)利用料金の取り扱い	12
	(6)その他	13
9	自主事業	13
	(1)自主事業の提案	13
	(2)行政財産の目的外使用	13
10	その他の特記事項	14
	(1)管理上発生する責任分担	14
	(2)関係法令等の遵守に関する事項	14
	(3)管理業務の委託の禁止等	14
	(4)指定の取消し等	15
	(5)損害賠償責任	15
	(6)保険の加入に関する事項	15
	(7)備品の管理および帰属	15
	(8)行政財産の目的外使用許可等	15
	(9)公衆電話の設置	16
	(10)事前準備に関する事項	16
	(11)原状回復および事務引き継ぎに関する事項	16
11	問合先および応募先	16
別紙1	評価基準	17～18
別紙2	リスク分担表	19～20
別記様式1～8		21～34
別添1	・収支計画書補足資料：人件費の積算内訳（詳細）について ・別記様式9	〔記載要領〕
別添2	・賃金スライド制度運用の手引き ・別記様式10	
別添3	施設の概要図	
別添4	函館市勤労者総合福祉センター管理業務仕様書	
別添5	備品一覧表	

函館市勤労者総合福祉センター（サンリフレ）指定管理者募集要項

1 募集の概要

市では、函館市勤労者総合福祉センター条例で定める函館市勤労者総合福祉センターの指定管理者を募集します。

(1) 施設の概要

ア 設置目的

勤労者に心身の健康の維持のための施設等を提供することにより、勤労者の福祉の充実および勤労意欲の向上を図り、もって雇用の安定に資するため。

イ 施設概要

- ① 名称 函館市勤労者総合福祉センター（以下「センター」という。）
- ② 所在地 函館市大森町2番14号
- ③ 建物構造 鉄筋コンクリート造陸屋根・ステンレス鋼板葺2階建
- ④ 敷地面積 9,669.08㎡
- ⑤ 建物延面積 3,846.26㎡
 - 〔1階床面積 2,815.37㎡
 - 〔2階床面積 1,030.89㎡

⑥ 施設の内容（部屋数や収容人数等）

室名	面積（㎡）	収容人数	備考
アリーナ	1,462		椅子750
軽体育室	176		トレーニングマシン
大会議室	144	108	
中会議室	72	54	
小会議室	54	16	
視聴覚室	94	72	
音楽室	74	60	
工芸実習室	125	48	
和室研修室	59	30	22.5畳
軽食・喫茶室	96	40	厨房含む
事務室	50		
駐車場	4,548	148台 (駐輪場 50台)	駐車場自動管理システムによる管理

⑦ 施設の概要図 別添3のとおり

- ⑧ 変遷 平成9年9月6日 雇用・能力開発機構により設置
平成15年8月29日 雇用・能力開発機構から函館市へ譲渡

⑨ 施設の利用状況（単位：人）

区分	個人使用	専用使用	合計
令和6年度	10,120	80,020	90,140
令和7年度	10,955	78,550	89,505

⑩ 駐車場の利用状況

区分	2時間未満	2時間以上	合計
令和6年度	54,608	15,129	69,737
令和7年度	54,120	14,207	68,327

(2) 指定期間

令和9年(2027年)4月1日から令和14年(2032年)3月31日まで(5年間)

(3) 募集等スケジュール(予定)

① 募集要項の配布	令和8年5月13日(水)～7月1日(水)
② 募集説明会の開催	5月20日(水)
③ 申請の受付	5月13日(水)～7月1日(水)
④ ヒアリングの実施	7月上旬～7月下旬
⑤ 指定管理者の候補者の選定	8月中旬～10月中旬
⑥ 選定結果の通知	9月上旬～11月上旬
⑦ 仮協定の締結	11月
⑧ 指定管理者の指定および協定の締結	12月

2 応募資格

センターの指定管理者の応募資格は、以下のとおりです。

(1) 団体であること。

- ① 法人格の有無は問いません。
- ② 複数の団体により構成されたグループで申請する場合は、グループの代表となる団体を定め、代表団体が申請すること。また、グループの代表団体および構成団体の変更は原則認めません。

(2) 函館市内に主たる事務所を有する団体であること。

「主たる事務所」とは、法人の場合、本市においては、本社または本店としております。

- ・グループ申請の場合：グループを構成する団体全てが該当
- ・LLP(有限責任事業組合)：LLPを構成する全ての組合員が該当

(3) 消費税の適格請求書等保存方式(以下「インボイス制度」という。)における適格請求書発行事業者としての登録を受けたまたは指定期間開始までに登録を受ける予定の団体であること。

ただし、使用料施設のほか、当該施設の特性上、利用者が適格請求書(以下「インボイス」という。)を必要としない消費者や免税事業者、簡易課税制度適用事業者のみに限られることが明確な場合、当該施設の業務が消費税課税取引に該当しない場合はこの限りではありません。

- ・グループ申請の場合：グループを構成する団体全てが適格請求書発行事業者としての登録を受けた、または指定期間開始までに登録を受ける予定の団体であること

(4) センターを管理するうえで必要な資格等を有していること。

- ① 防火管理者
- ② 危険物取扱者甲種、乙種第4種、丙種のいずれか

(5) 団体およびその代表者が、次の者に該当しないこと。(⑦の場合は役員を含む。)

- ① 法律行為を行う能力を有しない者
- ② 破産者で復権を得ない者
- ③ 市における競争入札への参加を制限されている者

- ④ 指定管理者の指定の取消しを受けた日から5年を経過しない者，または，指定管理者に指定することができなくなり，もしくは著しく不相当と認められる事情により，指定管理者の候補者の取消しを受けた日から5年を経過しない者
- ⑤ 次に掲げる者が無限責任社員，取締役，執行役，監査役，理事もしくはこれらに準ずる者，支配人または清算人である団体（イおよびウに掲げる者にあつては，市が資本金，基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人を除く。）であつて，指定管理者として指定することにより，市における指定管理者の業務が当該団体の業務の主要部分を占めることとなる者
 - ア 議会の議員
 - イ 市長および副市長
 - ウ 教育委員会委員，選挙管理委員会委員，公平委員会委員，監査委員，農業委員会委員，固定資産評価審査委員会委員
- ※ これらに準ずる者とは，法人の無限責任社員，取締役，執行役，監査役もしくは理事と同等程度の執行力と責任を当該法人に対して有している者で，「公益社団・財団法人」，「一般社団・財団法人」における評議員会の評議員も相当します。
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団およびその利益となる活動を行う者
- ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（法人の場合は，法人の非常勤役員を含む役員ならびに支配人および営業所の代表者を含み，その他の団体の場合は，団体の代表者・理事等法人の場合と同様の責任を有する者）
- ※ ⑥および⑦については，提出された団体概要や役員名簿等に基づき，警察との連携により，必要な調査を行う場合があります。

（6）複数申請の禁止

同一団体が複数の申請をすることはできません。

また，単独で申請した団体が他のグループの構成団体として当該施設の指定管理者に申請することおよびグループとして申請した構成団体が単独で，または他のグループの構成団体として当該施設の指定管理者に申請することはできません。

なお，この場合のグループとは，指定管理者となることを目的に構成された団体とします。

3 指定管理者候補者の募集

（1）募集手続

- ① 募集要項の配布
 - ・配布期間：令和8年5月13日（水）～7月1日（水）
 - ・配布場所：函館市経済部雇用労政課および市ホームページ上で配布
- ② 募集説明会の開催
 - ・開催日時：令和8年5月20日（水）15時00分から
 - ・開催場所：函館市役所8階第1会議室
 - ・参加人数：各団体3名以内
- ③ 指定管理者指定申請書類の受付
 - ・受付期間：令和8年5月13日（水）～7月1日（水）
 - ・受付方法：函館市経済部雇用労政課あてに提出してください。

- ・受付時間 : 持参の場合、平日の午前8時45分から午後5時30分までとします。
- ・締め切り : 令和8年7月1日(水)午後5時30分必着分までとします。

(2) 応募時の提出書類

提出書類		グループ申請の場合の提出者
①	指定管理者指定申請書(別記様式1)	代表団体
②	当該施設を管理するうえで必要な資格等を証する書類	資格を有する団体
③	誓約書(別記様式2)	代表団体と構成団体
④	団体概要書(別記様式3)	代表団体と構成団体
⑤	グループ申請に係る構成団体の委任状(別記様式4)	代表団体
⑥	グループ協定書の写し(管理業務に関し、共同連帯して実施することを目的とする協定書等の写し)	代表団体
⑦	定款、寄附行為、規約、役員名簿(生年月日入り)、その他これらに類する書類	代表団体と構成団体
⑧	法人の場合、登記事項証明書 (地方自治法第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体の場合、同条第12項の証明書)	代表団体と構成団体
⑨	事業計画書(別記様式5-1, 5-2, 5-3)	代表団体
⑩	施設の管理に係る収支計画書(別記様式6) 別記様式6のほか、具体的な積算内訳・根拠資料について別紙で示してください(様式任意)。 このうち、人件費の積算内訳については、別記様式9を提出してください。	代表団体
⑪	自主事業に係る収支計画書(別記様式7)	代表団体
⑫	応募団体の経営状況を証明する書類 ア 営利目的以外の団体の場合 ・令和8年度の収支予算書および事業計画書 ・令和7年度の収支計算書および事業報告書 イ 営利を目的とする法人の場合 ・令和8年度の収支予算書および事業計画書 ・直前3年の各事業年度の収支決算書および事業報告書 ・法人市民税の納税を証する書類 (市税の滞納がない旨の証明書を添付) なお、これら書類がなく、新たに作成することができない特別の事情等がある場合は、団体の経営状況を説明する書類がない旨およびその理由を記載した申立書を提出してください。	代表団体と構成団体
⑬	賃金スライド対象人件費計画額(別記様式10) 指定期間全期間に係る賃金スライド制度適用の有無を記載して、提出してください。 賃金スライド制度の適用を希望する場合は、別記様式6および別記様式9の人件費のうち、賃金スライド制度の対象となるものについて記載してください。 ※ 制度の詳細は、「指定管理者制度における賃金スライド制度運用の手引き」を参照してください。	代表団体

(3) 留意事項

- ① 募集締切後、提出された書類の内容を変更することはできません。ただし、市が内容の訂正を求める場合は除きます。
- ② 指定管理者候補者選定委員会開催前において、市は、提出された書類を補足する他の書類等の提出を求める場合があります。
- ③ 応募書類に虚偽の記載があった場合は失格とします。
- ④ 応募書類は理由のいかんを問わず返却しません。
- ⑤ 応募に関して必要となる費用は団体の負担とします。

(4) 募集に関する質問

応募資格を有しているもので、募集要項等の配布資料について質問がある場合は、質問票（別記様式8）により、持参、郵送、ファクスまたは電子メールのいずれかにより、令和8年6月17日（水）までに函館市経済部雇用労政課あてに提出してください。

なお、いただいた質問については、ホームページで随時回答します。

4 指定管理者候補者の選定

(1) 選定方法

函館市経済部において、提出書類を精査するとともに、必要に応じヒアリングを実施します。その後、市が設置する指定管理者候補者選定委員会において、評価基準に照らし評価・採点を行い、最も適当と認められる団体を指定管理者候補者として選定します。

なお、選定委員会では、原則として全ての応募団体に対してヒアリングを実施します。

(2) 評価基準

選定における評価基準は17～18ページのとおりです。

(3) 選定結果の公表

応募があった団体の名称、評価内容などの選定結果および選定委員会会議録（概要）は、選定委員会終了後に公表します。

(4) 協定の締結

市と指定管理者候補者に選定された団体において、委託費や業務の細目的事項について定める仮協定を締結します。その後、指定管理者の指定について議会の議決があった日をもって本協定を締結するものとし、仮協定書をもって本協定の協定書となります。

5 管理に関する基準

センターの開館時間および休館日は以下のとおりとします。

(1) 開館時間

午前9時から午後9時までです。

ただし、市長が必要と認めるときは、変更することができます。

(2) 休館日

1月1日から1月3日までの日および12月31日です。

ただし、市長が必要と認めるときは、臨時に休館し、または休館日に臨時に開館すること

ができます。

※機材や施設点検日を休館日に設定することができます。

(3) 駐車場の供用期間および供用時間

駐車場の供用期間は1月1日から12月31日まで(通年)とし、供用時間は午前0時から午後12時まで(24時間)です。

ただし、市長が必要と認めるときは、駐車場の全部または一部の供用を休止することができます。

(4) 利用料金

当該施設は、地方自治法第244条の2第8項の規定による利用料金制を導入していますので、利用料金は指定管理者の収入となります。

ア 利用料金の体系

利用料金制度とは、利用者が支払う利用料金を自らの収入として施設の管理に要する経費に充てるもので、次に掲げる利用料金を上限としてあらかじめ市長の承認を受け、指定管理者が利用者から徴収する額を決めるものです。

よって、指定管理者は、管理業務に係る収支について、一定の責任を負うことになり、施設の利用を促進し、収入の確保を図る必要があります。

なお、利用料金の額等について事業計画書(別記様式5-3)に記載してください。

※施設の使用許可について、センターでは、市内在住あるいは勤務の利用者は6箇月前から、それ以外の利用者は3箇月前から事前申請を受け付けることとしています。

また、令和9年3月以前に現在の指定管理者が収受した利用料金(前納分)については、新たな指定管理者に引き継ぎます。

なお、指定管理期間終了後の使用に係る利用料金を事前に収受する場合は、その利用料金に相当する金額を次の指定管理者に引き継ぐこととなります。

事前申請の場合は、令和9年4月以降の利用分であっても現在の使用料で受け付けることとなり、新たな指定管理者のもとで受け付ける分との間で不平等を生じないようにするため、令和9年9月末までの利用分については、現行の使用料に相当する金額で受け付けることとします。

イ 利用料金の減免

指定管理者は、特に必要と認める場合について、あらかじめ市長の承認を受けて定めるところにより、利用料金を減額または免除することができます。

なお、詳細については別添4「函館市勤労者総合福祉センター管理業務仕様書」をご参照ください。

※減免相当額を市が補填することはありません。

※市が指定した免除対象の使用については、委託料算定上収入には見込んでおりません。

ウ 前納の取り扱い

前納による収納がある場合、指定管理者は、利用料金の収納方法をあらかじめ市長の承認を受けて定めていなければなりません。

ア 基本利用料金

使用区分	使用場所等		時間区分			
			午前（午前9時から正午まで）	午後（午後1時から午後4時30分まで）	夜間（午後5時30分から午後9時まで）	
専用使用	アリーナ	アマチュアのスポーツに使用する場合	入場料等を徴収しない場合	3,440円	4,320円	5,120円
			入場料等を徴収する場合	16,800円	21,360円	25,920円
		アマチュアのスポーツ以外に使用する場合	入場料等を徴収しない場合	16,800円	21,360円	25,920円
			入場料等を徴収する場合	34,320円	42,720円	51,120円
	軽体育室		400円	480円	560円	
	大会議室		1,920円	2,320円	2,800円	
	中会議室		960円	1,200円	1,440円	
	小会議室		720円	880円	1,040円	
	視聴覚室		1,280円	1,520円	1,840円	
	音楽室		1,040円	1,200円	1,440円	
工芸実習室		1,680円	2,000円	2,480円		
和室研修室		1,120円	1,360円	1,760円		
個人使用	アリーナ 軽体育室 和室研修室	一般	100円	100円	100円	
		生徒（高等学校、特別支援学校の高等部および専修学校に在学する者（以下「高校生」という。）に限る。）	80円	80円	80円	
		児童生徒（高校生を除く。）	50円	50円	50円	

備考

- 1 1月4日から4月30日までの日および11月1日から12月30日までの日における専用使用の場合の利用料金は、上表の規定による利用料金の額（以下「基本利用料金の額」という。）に当該額の2分の1に相当する額を加算した額とする。
- 2 2以上の時間区分にわたって使用する場合の利用料金は、当該使用に係る時間区分の基本利用料金の額（前項の規定の適用がある場合にあつては、同項の規定により算定した額を基本利用料金の額とみなす。以下同じ。）を合算した額とする。
- 3 アリーナの面積の2分の1に相当する面積に限って使用する場合（アマチュアのスポーツに使用し、かつ、入場料等を徴収しない場合に限る。）の利用料金は、基本利用料金の額の2分の1に相当する額とする。
- 4 専用使用の場合で、許可を受けた時間区分を超えて使用したときは、超過時間1時間（1時間未満の時間は、1時間とする。）につき、当該許可を受けた時間区分の次の時間区分の基本利用料金の額（超過時間が午後9時以後のものであるときは、夜間の基本利用料金の額）の2分の1に相当する額を利用料金として支払わなければならない。
- 5 次に掲げる者の個人使用の場合の利用料金は、無料とする。
 - (1) 市の区域内に住所を有する障害者（身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けている

者およびこれらの者に準ずると認められる者をいう。)

(2) 市の区域内の学校に在学する生徒（高校生を除く。以下この号において同じ。）もしくは児童または市の区域外の学校に在学する生徒もしくは児童で市の区域内に居住するもの

(3) 第1号に掲げる者を介護する者で同号に掲げる者に同伴して入館するもの

6 市の区域内に住所を有する65歳以上の者（前項の規定により無料となる者を除く。）の個人使用の場合の利用料金は、一般の区分の者の個人使用の場合の基本利用料金の額の2分の1に相当する額とする。

イ 回数券による個人使用の利用料金

使用場所等		金額
アリーナ 軽体育室 和室研修室	一般	1,000円
	生徒（高校生に限る。）	800円
	児童	500円
	生徒（高校生を除く。）	

備考

回数券は、1枚につき、一つの時間区分の1回の使用をすることができる使用券11枚をつづったものとする。

ウ 附属設備、備付物件利用料金

区分		利用料金		摘要
		単位	金額	
アリーナ	可動ステージ	1式	2,000円	
	幕類	1枚	360円	
	演台	1台	500円	
	花台	1台	200円	
	音響架	1式	3,000円	ワイヤレスチューナー、ミキサー、CDプレーヤー、カセットデッキ、イコライザー、アンプ
	スクリーン（大）	1式	1,500円	
	シーリングスポットライト（300ワット×3列×3組）	1式	600円	
	スポットライト（1キロワット）	1台	200円	
	審判台	1台	100円	
	得点板	1台	100円	
	長机	1脚	30円	
	折り畳み式いす	1脚	10円	
大会議室	演台	1台	500円	
	花台	1台	200円	
	音響ワゴン	1式	2,000円	ワイヤレスチューナー、ミキサー、CDプレーヤー、カセットデッキ、アンプ
中会議室	音響ワゴン	1式	2,000円	ワイヤレスチューナー、ミキサー、CDプレーヤー、カセットデッキ、アンプ
視聴覚室	音響架	1式	2,000円	ワイヤレスチューナー、ミキサー、カセットデッキ、イコライザー、アンプ

	ビデオプロジェクター	1台	2,000円	
	LDプレーヤー	1台	500円	
	実物投影機	1台	500円	
音楽室	指揮台	1台	120円	
	指揮者用譜面台	1台	120円	
	演奏者用譜面台	1台	40円	
	ピアノ	1台	1,000円	調律を除く。
	ドラムセット	1式	1,000円	
	音響ワゴン	1式	1,000円	MDレコーダー, CDプレーヤー, カセットデッキ, ラジオチューナー, アンプ
	ミキサーセット	1式	2,000円	ミキサー, リバーブ, アンプ, スピーカー, スピーカースタンド
	ベースアンプ	1台	500円	
	ギターアンプ	1台	500円	
	モニターアンプ	1台	500円	
工芸実習室	陶芸用電気炉	1式 1時間につき	200円	
	七宝焼釜	1式	500円	
	電動ろくろ	1台	100円	
和室研修室	茶道具セット	1式	1,000円	
	囲碁セット	1式	100円	
	将棋セット	1式	100円	
その他	司会者用演台	1台	200円	
	ワイヤレスアンプシステム	1台	1,000円	ワイヤレスチューナー, アンプ, スピーカー
	マイクロホン(ダイナミック型)	1本	500円	
	ワイヤレスマイクロホン(ハンド型)	1本	1,000円	
	ワイヤレスマイクロホン(タイピン型)	1本	1,000円	
	CDプレーヤー	1台	300円	
	ビデオデッキ	1台	300円	
	オーバーヘッドプロジェクター	1台	500円	
	スクリーン(小)	1式	200円	
	展示用パネル	1枚	200円	
	マイクスタンド	1本	100円	
	マルチメディアプロジェクター	1台	2,000円	
	コンセント(3キロワットを超えるもの)	1個	360円	
	コンセント(3キロワット以下のもの)	1個	180円	

備考

- 1 上表の規定による利用料金の額は、「ア 基本利用料金」に規定する時間区分のうち午前、午後または夜間のいずれかの時間区分において使用する場合の額とする。

- 2 許可を受けた時間区分を超えて使用した場合は、超過時間 1 時間（1 時間未満の時間は、1 時間とする。）につき、上表の規定による利用料金の額の 2 分の 1 に相当する額を利用料金として支払わなければならない。

エ 駐車場利用料金

使用者の区分	自動車の種別	駐車場利用料金
施設使用者	普通自動車 小型自動車 軽自動車	2 時間までは、無料とし、2 時間を超えた後 30 分までごとに 100 円
施設使用者以外の者	普通自動車 小型自動車 軽自動車	2 時間までは、200 円とし、2 時間を超えた後 30 分までごとに 100 円

備考

- 1 施設使用者とは、センターの使用者および使用者の使用に係る施設に入場した者をいう。
- 2 普通自動車とは、道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号。以下「省令」という。）別表第 1 に規定する普通自動車のうち貨物の運送の用に供する普通自動車を除いた乗車定員 10 人以下のものをいう。
- 3 小型自動車とは、省令別表第 1 に規定する小型自動車のうち二輪自動車を除いたものをいう。
- 4 軽自動車とは、省令別表第 1 に規定する軽自動車のうち二輪自動車を除いたものをいう。
- 5 二輪自動車とは、省令別表第 1 に規定する小型自動車および軽自動車のうちの二輪自動車（側車付二輪自動車を除く。）ならびに省令第 1 条に規定する原動機付自転車をいう。

6 指定管理者の業務実施および履行責任等に関する事項（モニタリングの実施）

（1）事業報告書の作成および提出

指定管理者は、センターに関する実施状況報告書、収支決算書および経営状況を説明する書類を作成し、翌事業年度の 4 月末までに提出しなければなりません。

（2）業務報告の聴取等

函館市は指定管理者に対し、その管理する業務および経理の状況に関し、定期的に報告を求め、業務等の実施を確認するため、実地に調査し、または必要な指示をすることができます。

（3）利用者ニーズの把握

指定管理者は、施設におけるサービス向上のため、利用者アンケートを実施するなど、利用者ニーズを把握し、管理業務に反映させることに努めなければなりません。

（4）管理業務の評価および公表

ア 指定管理者は毎年度事業完了後、業務仕様書、事業計画書、協定書等に基づき自らの管理業務の自己評価を行い、函館市に提出しなければなりません。

イ 函館市は、（1）に規定する実施状況報告書等や前項に規定する自己評価により実績評価を行い、評価結果について公表します。

7 業務の範囲および具体的内容

指定管理者が行う主な業務の範囲は、次のとおりですが、詳細については別添4「函館市勤労者総合福祉センター管理業務仕様書」に記載しております。

(1) 函館市勤労者総合福祉センター条例第3条の事業の実施に関すること

ア 勤労者の心身の健康の維持および向上，研修，文化的活動等のための施設，附属設備等の提供に関すること。

イ 職業に関する情報の提供に関すること。

ウ その他センターの設置の目的を達成するために必要な事業

(2) センターの維持管理に関すること

施設・整備の保守点検業務および修繕業務，清掃業務（軽食・喫茶室を除く），警備業務など

(3) 使用の許可等に関すること

施設の使用許可・不許可，使用の制限，許可の取消し など

(4) 設置目的に資する事業の実施に関すること

センターの利用促進のための事業，施設の有効性の向上を目的とした事業の実施 など

(5) その他市長が定める業務

ア 利用者に関すること

窓口業務，利用者への案内・説明に関する業務，利用者へのサービス提供に関する業務，利用促進に関する業務 など

イ インボイス制度の対応に関すること

適格請求書の交付，適格返還請求書の交付，修正した適格請求書の交付，交付した適格請求書の写しの保存 など

ウ その他の業務に関すること

事業計画書および収支計算書の作成・提出 など

8 管理に関する経費等

(1) 管理に関する経費

市が設定している管理委託料の限度額は、令和9年度から令和13年度までの5年間で、235,085千円（消費税等は10%で算定）となっております。

（経費内訳：5か年総額）

区 分		金 額	備 考	
支 出 (A)	人件費	120,100		
	事業費	9,140		
	維持 管理費	燃料費	29,245	白灯油, ガソリン
		光熱水費	34,170	電気料, 水道, 下水道
		委託費	87,665	清掃, 特別清掃, 機械設備保守
		使用料および賃借料	1,615	パソコン, インターネット, 複写機等, その他
		その他	9,825	消耗品費, 印刷製本費, 修繕費, 通信運搬費, 手数料など
	その他諸経費	23,340		
	消費税等	31,510		
	合 計	346,610		
収入(B)	利用料金等	111,525		
支出(A) - 収入(B)		235,085		

(2) 経費の支払い

指定期間内の会計年度（4月1日から翌年3月31日）ごとに支払います。
なお、支払時期や支払方法は協定で定めます。

(3) 会計処理

センターの管理に関する収入および支出は、独立の会計を設け、団体の他の会計と区別して経理してください。

(4) 賃金水準の変動への対応について

本施設は社会一般の賃金水準の変動率に応じて、2年目以降の管理委託料の見直しを行う「賃金スライド制度」を導入しています。

制度の詳細は、「指定管理者制度における賃金スライド制度運用の手引き」を参照してください。

(5) 利用料金の取り扱い

利用料金については、利用する日に当該施設を管理している指定管理者の収入とし、指定期間終了の年度において、次期指定期間の利用に係る利用料金を収受した場合は、その分を新たな指定管理者へ引き継ぐものとします。

(6) その他

自主事業収入、国等からの助成金など、管理委託料および利用料金以外に、指定管理者としての業務の実施に伴う収入が見込まれる場合には、それらの取り扱いも含めて提案してください。なお、利用料金収入等が、収支計画の収入見込額を下回る場合のリスクは、指定管理者の負担とし、管理委託料の増額は行いません。

9 自主事業

(1) 自主事業の提案

指定管理者は、管理業務以外に、センターの施設の用途または目的を阻害せず、かつ管理業務の実施を妨げない範囲において、施設の利用促進または利用者のサービス向上を目的として、管理業務以外に自己の費用と責任で自主事業を実施することができます。

提案された自主事業は、市の承認を得たうえで、実施することができます。自主事業を提案する場合には、事業計画書（別記様式5-2）にその内容を記載するとともに、自主事業に係る収支計画書（別記様式7）を提出してください。

また、提案にあたっては、自主事業で得られる利益の全部または一部を施設の管理に係る収支計画書（別記様式6）に計上することにより、市が支払う管理委託料の縮減に充てることができます。

なお、自動販売機については、市が公募し設置することとなりますので、原則、指定管理者が自主事業として設置することはできません。

(2) 行政財産の目的外使用

自主事業の内容によっては、市の使用許可を得たうえで、市が定める行政財産の目的外使用許可の使用料の支払いが必要となります。（例：飲食、物品販売など）

【参考】管理業務と自主事業の区分

業務または事業の性質	協定書 (処理要 領・仕 様)記載 有無	設置目 的の範 囲内か 否か	業務内容	施設の管理 に係る収支 計画書への 記載の要否
管理業務 指定管理委託料または施設の利用者から徴収する利用料金、参加費、入場料、その他の収入を充てて実施する、指定管理者が行う業務として条例に規定された業務。	○	○	市が実施を義務付ける業務	○
			指定管理者の企画提案により実施することを義務付ける業務	
自主事業 指定管理者が、施設の用途または目的を阻害せず、かつ管理業務の実施を妨げない範囲において、施設の利用促進または利用者のサービス向上を目的として、管理業務以外に自己の費用と責任で行う事業またはその業務。	×	○	施設の設置目的内の事業または業務	× (但し、自主事業で得られた利益を計上してもよい。)
		×	行政財産の目的外使用許可による事業または業務	

10 その他の特記事項

(1) 管理上発生する責任分担

管理業務に関するリスク分担は、19～20ページのとおりです。

応募者は、指定管理者が分担することとなるリスクを適切に考慮したうえで、事業計画の立案や委託料の積算を行う必要があるので留意願います。

(2) 関係法令等の遵守に関する事項

業務を遂行する上で、センター条例および同条例施行規則のほか、特に以下の法令を遵守するものとします。

なお、このほか、関係法令等がある場合は、当該法令等についても遵守するものとします。

ア 地方自治法第244条第2項および第3項

(公の施設)

第244条

2 普通地方公共団体（次条第3項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。

3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

イ 個人情報の保護に関する法律第66条第1項および第2項

(安全管理措置)

第66条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

2 指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）公の施設（同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。）の管理の業務

ウ 函館市情報公開条例第23条第1項および第2項

(指定管理者の情報公開)

第23条 指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）は、その保有する文書のうち自己が管理を行う同法244条第1項に規定する公の施設に関する文書の公開に努めるものとする。

2 実施機関は、前項の公の施設に関する文書について公開請求があった場合において、当該文書を実施機関が保有していないときは、当該指定管理者に対して当該文書を実施機関に提出するよう求めるものとする。

エ 函館市公文書等管理条例第37条

(指定管理者の文書管理)

第37条 指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）は、その保有する文書のうち自己が管理を行う同法第244条第1項に規定する公の施設に関する文書の適正な管理に努めるものとする。

オ 函館市行政手続条例

指定管理者は、函館市行政手続条例の「行政庁」に該当するため、使用許可等の処分は、同条例の定めに従って行うこととなります。

(3) 管理業務の委託の禁止等

管理業務を一括して第三者に委託し、または請負わせることはできません。ただし、業務の一部について、あらかじめ第三者に委託する理由を記載した申請書を提出し、市が承諾した場合は、この限りではありません。

(4) 指定の取消し等

市は、指定管理者が市の指示に従わないときや応募資格を失ったときなどは、指定管理者の指定を取り消し、または期間を定めて管理業務の全部もしくは一部の停止を命ずることとなります。

なお、指定管理者は、収支計画書の年度平均収入額（自主事業分は除く。）の10分の1に相当する額の違約金を市に支払わなければなりません。

ただし、収入額が支出額を上回る場合は、当該施設の運営に要する費用（支出額等）の10分の1に相当する額とします。

(5) 損害賠償責任

指定管理者は、故意または過失により、市または第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければなりません。

この場合において、損害を受けた第三者の求めに応じ、市が損害を賠償したときは、市は、指定管理者に対して求償権を有します。

(6) 保険の加入に関する事項

原則として、指定管理者に帰責性がある場合の第三者への賠償に備えるため、指定管理者において、損害賠償責任保険に加入していただきます。

ただし、市では施設での事故等に備え、次の保険に加入しており、指定管理者が当該保険の補償内容で十分と判断した場合においては、加入の必要はありません。

[市が加入する保険の補償内容]

全国市長会「市民総合賠償補償保険」

支 払 限 度 額	身体賠償	1名につき	1億円
		1事故につき	10億円
	財物賠償	1事故につき	2,000万円
	個人情報漏えいによる損害賠償		2億円
	個人情報漏えいによる対応費用		1事故1,000万円 年間3,000万円

※ 指定管理者の賠償すべき額が当該保険の支払限度額を超える場合は、指定管理者の自己負担となります。また、支払限度額の範囲内であっても、事案により、指定管理者に自己負担が生じる場合もあります。

(7) 備品の管理および帰属

市が備え付ける備品は、別添5「備品一覧表」のとおりです。

市が貸与している備品等が経年劣化により、管理業務実施の用に供することが出来なくなったとき、または新たに必要となった備品等は、必要に応じて市が購入または調達します。

指定管理者が施設利用者のサービス向上を目的に、自らの費用で購入または調達した備品等は、市と協議のうえ、管理業務の用に供することができ、当該備品等は指定管理者に帰属します。

(8) 行政財産の目的外使用許可等

現在、次のとおり行政財産の目的外使用を許可しております。

- ①ロウカン 軽食・喫茶室
自販機コーナーおよび情報コーナー(自動販売機4台)
- ②(株)エヌ・ティ・ティ・ドコモ北海道支社 携帯電話無線基地局1基

電気料等の費用は指定管理者の負担となります。

(9) 公衆電話の設置

指定管理者は、センター内に利用者用の公衆電話を1台設置するものとします。なお、現金収入分は指定管理者の収入とし、公衆電話に係る通話料等は指定管理者が電話事業者に支払うものとします。

※現在、公衆電話は1台設置されています。

(10) 事前準備に関する事項

指定管理者は、指定管理者の負担により、業務を円滑に行えるよう指定期間の開始日前までに準備を行い、市または前指定管理者から必要な引継ぎを受けるものとします。

(11) 原状回復および事務引き継ぎに関する事項

指定管理者は、指定期間が満了するとき(継続して指定管理者に指定される場合を除く。)または指定を取り消されたときは、速やかに原状回復し、市に必要な資料等を引き継ぐとともに、市または新たな指定管理者と十分事務引き継ぎを行うこととなります。

11 問合せおよび応募先

函館市経済部雇用労政課

〒040-8666 函館市東雲町4番13号

電話：0138-21-3309

FAX：0138-27-0460

E-mail：koyo@city.hakodate.hokkaido.jp

評価項目	配点
<p>1 施設設置の目的が達成できるか</p>	<p>40</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・施設の設置目的に合致した方針か ・施設の管理業務について十分理解しているか ・施設の保守管理，衛生管理は適正に行われるか ・管理業務に関連する法令等について理解し，遵守が見込まれるか ・経理処理は適正になされるか ・市への必要な報告や市の実地調査，市からの指示に適正に対応できるか ・市からの委託事業は，効果的な内容で提案しているか ・施設管理に必要な人員を確保しているか（資格者を含む） ・管理責任者および管理・監督体制は明確になっているか 	
<p>2 市民の平等利用が確保され，市民サービスの向上が図られるか</p>	<p>40</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・市民の平等利用についてどのような考え方があるか ・障害者等への対応は十分に図られるか ・利用者に向けた新たなサービスの提供が図られるか ・具体性をもった利用促進策を考えているか ・サービス向上の独自への取り組みはあるか ・積極的な情報発信を行おうとしているか ・利用者の意見要望などを運営に反映させる工夫がなされるか ・定期的な自己評価を行うか ・苦情処理の体制は明確になっているか ・職員の育成・資質向上について，どのような考え方があるか ・管理技術の向上のために必要な措置を講じるか 	
<p>3 収支計画は，管理運営上支障のない内容となっているか</p>	<p>30</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・管理経費削減のための工夫を行っているか ・妥当な根拠に基づいて積算しているか ・過度・過小な積算をしていないか ・必要な経費は全て計上されているか ・当該管理業務に対する経営努力があるか 	
<p>4 事業計画に沿った管理を安定して行う物的・人的能力があるか</p>	<p>30</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・受託への意欲・熱意が感じられるか ・指定管理者制度の趣旨を理解しているか ・安定した管理体制を提供できる財政基盤はあるか ・類似した施設管理の運営実績はあるか ・団体の安定性・継続性はあるか ・団体運営における法令等を遵守しているか ・役割分担など確実性・妥当性があるか（グループ申請の場合） 	
<p>5 緊急時対応などが確立されているか</p>	<p>20</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・災害等緊急時に対する方針，体制が確立されているか ・事故防止に向けた取り組みを行っているか ・管理運営上発生する損害等のリスクに対し備えは十分か ・災害等緊急時のマニュアルは作成しているか ・利用者の安全管理体制や対策は十分か 	

6 個人情報保護の適正な管理が図られるか	10
<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の個人情報について、どのような保護措置を講じるか（個人情報を扱う施設） ・個人情報の保護について十分に理解しているか（団体運営における考え方を含む） 	
7 雇用の安定と雇用環境の向上が図られるか	40
<ul style="list-style-type: none"> ・従業員の給与が高い水準にあるか ・従業員の社会保険の加入等は適当か ・労働契約の締結や労働条件の明示などは、適正に行われるか ・労働条件（労働時間、健康管理、労災保険、雇用保険等）はどうなっているか ・指定期間満了後における従業員の雇用について、どのような考え方か ・（団体において）就業規則などは整備されているか ・（団体において）正規雇用者の雇用に積極的か ・（団体において）正規雇用・非正規雇用の構成はどうなっているか 	
8 環境に配慮した経営を行っているか	10
<ul style="list-style-type: none"> ・ISO14001を取得しているか ・環境に配慮した経営について、独自の考え方はあるか ・（団体において）環境配慮の活動（取組）実績はあるか 	
9 障害者の雇用など、福祉対策に取り組んだ経営を行っているか	10
<ul style="list-style-type: none"> ・（団体において）障害者等の雇用に積極的か ・（団体において）男女共同参画の取り組みを図っているか ・（団体において）福祉活動の実績はあるか 	
10 地域活動との関わりや地域に対する貢献が図られるか	20
<ul style="list-style-type: none"> ・（団体において）どのような地域活動の実績があるか ・施設が設置されている地域とどのように関わっていくのか ・施設が設置されている地域へどのような貢献が図られるか 	
11 個別項目	50
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の趣旨を適確に把握し、効果的な提案となっているか ・効果的かつ実現性の高い自主事業の提案であるか ・自主事業で得られる利益は、市で支払う管理委託料の縮減に十分に充てられているか ・適正な収納管理体制が図られるか ・第3者に委託する場合の業者選定、指導・監督体制は確立されているか ・申請受付・許可業務が適正に行われるか ・金額の設定は妥当か ・市の施策や市が求める提案等に対して柔軟的に対応できるか ・管理業務開始までの準備体制は十分か ・地元雇用に積極的か ・団体独自のノウハウを発揮できるものはあるか 	
12 提案金額の比較について ※ 応募団体が1団体のみ場合は削除	200
<ul style="list-style-type: none"> ・最低提案金額／提案金額×200点 	
合 計	500
（応募団体が1団体のみの場合）	（300）

リスク分担表

別紙2

項 目		内 容	負担者		
			市	指定管 理者	
書類関連リスク	作成書類の誤り	要領等市が作成した書類に関するもの	○		
		申請書等指定管理者が作成した書類に関するもの		○	
制度関連リスク	法令の変更	管理業務に直接関係する法令の制定, 改正等によるもの	○		
		上記以外の一般的な法令の制定, 改正等によるもの		○	
	税制の変更	管理業務に直接影響を及ぼす新税の創設, 税制改正等によるもの	○		
		上記以外の一般的な新税の創設, 税制改正等によるもの		○	
維持管理リスク	金利の変動	金利の変動によるもの		○	
	物価の変動	物価の変動によるもの		○	
	賃金水準の変動	賃金水準の上昇による人件費の増加 ※	○	一部	
	施設競合・需要変動 (利用料金制のみ)	施設競合により利用者または収入が減少したことによるもの 当初の需要見込みと実際の需要に差異が生じたことによるもの		○	
	備品の損傷	経年劣化によるもの	購入	○	
			1件当たり 30 万円未満の修繕		○
			1件当たり 30 万円以上の修繕	○	
		第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの	購入	○	
			1件当たり 30 万円未満の修繕		○
			1件当たり 30 万円以上の修繕	○	
		管理上の瑕疵によるもの		○	
	施設, 設備等の損傷	経年劣化によるもの	1件当たり 30 万円未満の修繕 または購入等		○
			1件当たり 30 万円以上の修繕 または購入等	○	
		第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの	1件当たり 30 万円未満の修繕 または購入等		○
			1件当たり 30 万円以上の修繕 または購入等	○	
		管理上の瑕疵によるもの		○	
	施設の構造上の瑕疵によるもの	○			
政治的・行政的理由 による事業の変更	政治的・行政的理由から, 業務の全部もしくは一部を中止し, または業務内容を変更したことによるもの	○			
業務不履行	指定管理者による管理業務および協定内容の不履行		○		

項 目		内 容	負担者	
			市	指定管理者
維持管理リスク	運営リスク	管理上の瑕疵による臨時休館等によるもの		○
		施設もしくは機器の不備または施設改修による臨時休館等によるもの	○	
		指定管理者の提案による自主事業運営によるもの		○
	セキュリティ	指定管理者の警備不備によるもの		○
		上記以外のもの	○	
社会リスク	第三者への賠償	指定管理者の責めに帰すべき理由によるもの		○
		上記以外のもの	○	
	周辺地域および施設利用者への対応	地域との協調に関するもの		○
		施設設置、管理業務内容等に対する施設利用者等からの反対、訴訟、要望等に関するもの	○	
		管理業務に関する施設利用者への対応に関するもの		○
不可抗力リスク	不可抗力(暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、火災、暴動等市または指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然的または人為的な現象をいう。以下同じ。)に伴う施設等の復旧	不可抗力に伴う施設、設備等の復旧に関するもの	○	
	不可抗力に伴う事業の中止	不可抗力に伴い、業務の全部もしくは一部を中止したことによるもの		協議事項
指定の終了等		指定管理者の指定期間が終了した場合または指定を取り消した場合の撤収に関するもの		○

※賃金水準の変動のリスク分担については「指定管理者制度における賃金スライド制度運用の手引き」による。

※内容欄に記載の金額については、消費税および地方消費税相当額を含めた金額とする。

(別記様式 1)

函館市指定管理者指定申請書

年 月 日

函館市長 様

所在地または代表者の住所
申請者 名称
代表者の氏名
電話 — —

(公の施設の名称) の指定管理者の指定を受けたいので申請します。

添付書類

- 1 申請の資格を有していることを証する書類
- 2 定款, 寄附行為, 規約その他これらに類する書類
- 3 法人にあっては, 当該法人の登記事項証明書(地方自治法第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体にあっては, 同条第12項の証明書)
- 4 事業計画書
- 5 施設の管理に係る収支計画書
- 6 この申請をする日の属する事業年度の収支予算書および事業計画書ならびに前事業年度の収支計算書および事業報告書
- 7 営利を目的とする法人にあっては, この申請をする日の属する事業年度の収支予算書および事業計画書ならびに直前3年の各事業年度の収支決算書および事業報告書ならびに法人市民税の納税を証明する書類
- 8 その他市長が必要と認める書類

(別記様式2)

誓 約 書

申請者およびその代表者（7においては役員を含む。）が、次のいずれにも該当しないことを誓約します。

- 1 法律行為を行う能力を有しない者
- 2 破産者で復権を得ない者
- 3 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により、市における競争入札への参加を制限されている者
- 4 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けてから5年を経過しない者、または、指定管理者に指定することが不可能となり、若しくは著しく不相当と認められる事情により、指定管理者の候補者の取消しを受けてから5年を経過しない者
- 5 次に掲げる者が無限責任社員、取締役、執行役、監査役、理事もしくはこれらに準ずる者、支配人または清算人である団体（②および③に掲げる者にあつては、市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人を除く。）であつて、指定管理者として指定することにより、市における指定管理者の業務が当該団体の業務の主要部分を占めることとなる者
 - ① 議会の議員
 - ② 市長および副市長
 - ③ 法第180条の5の規定により市に設置されている委員会の委員および委員
- 6 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団およびその利益となる活動を行う者
- 7 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員

年 月 日

所在地または代表者の住所
申請者 名称
代表者の氏名
電話 — —

(別記様式3)

団 体 概 要 書

項 目	内 容
団体の名称	
代表者の職・氏名	
所在地	
設立年月日	
資本金	令和 年 月 日現在 千円
従業者数	令和 年 月 日現在 正社員 人 非正社員 人
主たる業務内容	
類似施設の管理に関する過去の業務実績	
連絡先	連絡責任者の職・氏名：
	電話番号： F A X 番号：
	E-mail：

※ 記入欄が足りない場合は、様式に準じて追加してください。

(別記様式4)

グループ申請に係る構成団体の委任状

年 月 日

函館市長 様

所在地または代表者の住所
構成団体 名称
代表者の氏名
電話 ー ー

所在地または代表者の住所
構成団体 名称
代表者の氏名
電話 ー ー

所在地または代表者の住所
構成団体 名称
代表者の氏名
電話 ー ー

私達は、下記の団体をグループの代表団体として、函館市勤労者総合福祉センターに係る指定管理者の指定の申請に関する一切の権限を委任します。

所在地または代表者の住所
代表団体 名称
代表者の氏名

※ 構成団体の記載欄が足りない場合は、適宜追加してください。

I 施設の管理に係る基本方針

1 施設設置の目的が達成できるか
2 市民の平等利用が確保され、市民サービスの向上が図られるか
3 収支計画は、管理運営上支障のない内容となっているか
4 事業計画に沿った管理を安定して行う物的・人的能力があるか
5 緊急時対応などが確立されているか
6 個人情報保護の適正な管理が図られるか

7 雇用の安定と雇用環境の向上が図られるか
8 環境に配慮した経営を行っているか
9 障害者の雇用など、福祉対策に取り組んだ経営を行っているか
10 地域活動との関わりや地域に対する貢献が図られるか
11 個別項目

※評価の基準となるため、具体的な考え方や取組方針を、詳細に記載してください。

II 指定期間内の年度ごとの業務計画（●●年度分）

1 業務の実施計画

※ 業務処理要領（業務仕様書）に記載する内容以上の業務を実施する場合を具体的に明示してください。

(例)

- ・年間スケジュール
- ・施設の維持管理に関する業務
- ・施設の使用許可等に関する業務
- ・委託事業に関する業務
講習会, 教室, イベント, 展示など
具体的な教室名, 回数, 事業内容, 期待される効果
- ・施設の利用に係る利用料金の徴収に関する業務
- ・その他, 市または指定管理者が必要と認める業務
- ・指定管理者から第三者への委託に関する業務
- ・個人情報の保護について

2 人員体制図

(例)

- ・組織体系図
- ・人員配置数, 職制, 職種, 業務分担
- ・勤務ローテーション

3 苦情処理, 緊急時等の対応体制図

4 自主事業の提案・実施計画

5 その他（必要に応じて項目を設ける）

※ 各事業年度ごとに作成してください。

1 利用料金の提案

基本利用料金

使用区分	使用場所等			時間区分		
				午前（午前9時から正午まで）	午後（午後1時から午後4時30分まで）	夜間（午後5時30分から午後9時まで）
専用使用	アリーナ	アマチュアのスポーツに使用する場合	入場料等を徴収しない場合	円	円	円
			入場料等を徴収する場合	円	円	円
		アマチュアのスポーツ以外に使用する場合	入場料等を徴収しない場合	円	円	円
			入場料等を徴収する場合	円	円	円
	軽体育室			円	円	円
	大会議室			円	円	円
	中会議室			円	円	円
	小会議室			円	円	円
	視聴覚室			円	円	円
	音楽室			円	円	円
	工芸実習室			円	円	円
和室研修室			円	円	円	
個人使用	アリーナ 軽体育室 和室研修室	一般	円	円	円	
		生徒（高等学校、特別支援学校の高等部および専修学校に在学する者（以下「高校生」という。）に限る。）	円	円	円	
		児童生徒（高校生を除く。）	円	円	円	

回数券による個人使用の利用料金

使用場所等		金額
アリーナ 軽体育室 和室研修室	一般	円
	生徒（高校生に限る。）	円
	児童	円
	生徒（高校生を除く。）	円

附属設備，備付物件利用料金

区分	利用料金		摘要	
	単位	金額		
アリーナ	可動ステージ	1 式	円	
	幕類	1 枚	円	
	演台	1 台	円	
	花台	1 台	円	
	音響架	1 式	円	ワイヤレスチューナー，ミキサー， CDプレーヤー，カセットデッキ， イコライザー，アンプ
	スクリーン（大）	1 式	円	
	シーリングスポットラ イト（300 ワット×3 列 ×3 組）	1 式	円	
	スポットライト（1 キロ ワット）	1 台	円	
	審判台	1 台	円	
	得点板	1 台	円	
	長机	1 脚	円	
	折り畳み式いす	1 脚	円	
大会議室	演台	1 台	円	
	花台	1 台	円	
	音響ワゴン	1 式	円	ワイヤレスチューナー，ミキサー， CDプレーヤー，カセットデッキ， アンプ
中会議室	音響ワゴン	1 式	円	ワイヤレスチューナー，ミキサー， CDプレーヤー，カセットデッキ， アンプ
視聴覚室	音響架	1 式	円	ワイヤレスチューナー，ミキサー， カセットデッキ，イコライザー，ア ンプ

	ビデオプロジェクター	1台	円	
	LDプレーヤー	1台	円	
	実物投影機	1台	円	
音楽室	指揮台	1台	円	
	指揮者用譜面台	1台	円	
	演奏者用譜面台	1台	円	
	ピアノ	1台	円	調律を除く。
	ドラムセット	1式	円	
	音響ワゴン	1式	円	MDレコーダー, CDプレーヤー, カセットデッキ, ラジオチューナー, アンプ
	ミキサーセット	1式	円	ミキサー, リバーブ, アンプ, スピーカー, スピーカースタンド
	ベースアンプ	1台	円	
	ギターアンプ	1台	円	
	モニターアンプ	1台	円	
工芸実習室	陶芸用電気炉	1式 1時間につき	円	
	七宝焼釜	1式	円	
	電動ろくろ	1台	円	
和室研修室	茶道具セット	1式	円	
	囲碁セット	1式	円	
	将棋セット	1式	円	
その他	司会者用演台	1台	円	
	ワイヤレスアンプシステム	1台	円	ワイヤレスチューナー, アンプ, スピーカー
	マイクロホン(ダイナミック型)	1本	円	
	ワイヤレスマイクロホン(ハンド型)	1本	円	
	ワイヤレスマイクロホン(タイピン型)	1本	円	
	CDプレーヤー	1台	円	
	ビデオデッキ	1台	円	
	オーバーヘッドプロジェクター	1台	円	
	スクリーン(小)	1式	円	
	展示用パネル	1枚	円	
	マイクスタンド	1本	円	

	マルチメディアプロジェクター	1台	円	
	コンセント(3キロワットを超えるもの)	1個	円	
	コンセント(3キロワット以下のもの)	1個	円	

駐車場利用料金

使用者の区分	自動車の種別	駐車場利用料金
施設使用者	普通自動車	
	小型自動車	
	軽自動車	
施設使用者以外の者	普通自動車	
	小型自動車	
	軽自動車	

2 提案金額の考え方

3 利用料金の減免について

(1) 市が定める団体以外が利用する場合も

減免する ・ 減免しない (該当するものを○で囲む)

(2) 減免する場合の具体的な内容

(3) 実施にあたっての考え方

4 利用料金の収納について

(1) 収納の時期

(2) 収納の方法

(別記様式6)

施設の管理に係る収支計画書 (●●年度分)

団体の名称 _____

1 収 入

科 目	内 訳	予算額 (円)	備 考
管理委託料 (利用料金収入) (自主事業利益) (その他の収入)			
合 計 (A)			

2 支 出

科 目	内 訳	予算額 (円)	備 考
(例) 人件費 維持管理費 ・燃料費 ・電気, 水道料 ・清掃, 警備料 ・維持補修費 ・その他 事務費 ・消耗品費 ・備品購入費 ・通信運搬費 ・その他 事業費 租税公課 ・消費税 その他	(申告納税相当額を計上してください)		
合 計 (B)			

差 (A - B)			
-----------	--	--	--

備 考

- 1 指定期間内の年度ごとおよび合計の収支計画書を提出してください。
- 2 収支は税入みで記入し, 具体的な積算の内訳・根拠を別紙 (様式任意) で示してください。
(※人件費の内訳については, 別途指定する様式により提出してください。)
- 3 人件費など不課税支出に対する消費税相当額 (申告納税相当額) については, 租税公課に「消費税」として計上してください。
- 4 消費税の免税および簡易課税の対象事業者は, その旨を備考欄に記入してください。

(別記様式7)

自主事業に係る収支計画書 (●●年度分)

団体の名称 _____

1 収 入

科 目	内 訳	予算額 (円)	備 考
販売収入等			
その他の収入			
合 計 (A)			

2 支 出

科 目	内 訳	予算額 (円)	備 考
(例)			
人件費			
維持管理費			
・燃料費			
・電気, 水道料			
・清掃, 警備料			
・維持補修費			
・その他			
事務費			
・消耗品費			
・備品購入費			
・通信運搬費			
・その他			
事業費			
その他			
合 計			

差 (A - B)			
-----------	--	--	--

備 考

- 1 指定期間内の年度ごとおよび合計の収支計画書を提出してください。
- 2 収支は税込みで記入し, 具体的な積算の内訳・根拠を別紙 (様式任意) で示してください。

(別記様式8)

質 問 票

公の施設の名称 函館市勤労者総合福祉センター
団体の名称

提出年月日 年 月 日

連絡責任者の職・氏名：	
電話番号：	FAX番号：
E-mail：	

質問事項	
------	--